第102回
定時株主総会招集ご通知

日 時

2020年４月23日（木曜日）午前10時

場 所

大阪市北区芝田一丁目１番35号
新阪急ホテル　２階　紫の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送による議決権行使期限
2020年４月22日（水曜日）
午後５時55分まで

株主総会ご出席に伴う株主優待ポイントの付与ならびにお土産の配布はとりやめとさせていただいております。何卒、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

目次

- 第102回定時株主総会招集ご通知　1
- 株主総会参考書類　3
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
  - 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
  - 第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
  - 第５号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

〔添付書類〕

- 事業報告　14
- 連結計算書類　28
- 計算書類　31
- 監査報告書　34

オーエス株式会社
証券コード：9637

株　主　各　位

（証券コード　9637）
2020年４月３日

大阪市北区小松原町３番３号
（本社事務所　大阪市北区角田町1番1号　東阪急ビル）
オーエス株式会社
代表取締役
取締役社長　髙　橋　秀一郎

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年４月22日（水曜日）午後５時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

記

１．日　　時　**2020年４月23日（木曜日）午前10時**
２．場　　所　大阪市北区芝田一丁目１番35号　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第102期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第102期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

▌株主総会にご出席される場合

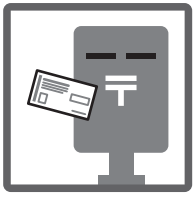


議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　**2020年４月23日（木曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時）

場　所　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

▌郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2020年４月22日（水曜日）**
午後５時55分到着分まで

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.osgroup.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には、記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申しあげます。
本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保に配慮し、業績を勘案しながら、安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績や財務状態等を総合的に勘案し、１株につき普通配当12円50銭に特別配当７円50銭を加え、合計20円（中間配当金を含め年32円50銭）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金20円
（うち普通配当12円50銭、特別配当７円50銭）
総額　63,318,540円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年４月24日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	髙橋秀一郎 (たかはししゅういちろう) (1954年２月27日生)	1976年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2003年６月　同　取締役 2005年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 2006年４月　同　常務取締役 2007年４月　阪急不動産株式会社（現阪急阪神不動産株式会社）　専務取締役 2010年９月　阪急リート投信株式会社（現阪急阪神リート投信株式会社） 代表取締役社長 2012年６月　大阪地下街株式会社　代表取締役社長 2015年４月　当社取締役 2016年４月　同　代表取締役取締役社長（現在）	5,000株
	＜候補者の選任理由＞ 他社における会社経営の経験に加え、当社においては2015年の取締役就任を経て2016年から代表取締役取締役社長を務め、経営の指揮を執っております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	藤原 聡（ふじわら さとし） (1963年 2 月 8 日生)	1985年 4 月　当社入社 2007年 4 月　同　ビル事業部長 2011年 4 月　同　企画室長 2011年10月　同　首都圏事業部長 2012年 4 月　同　取締役（現在） 2016年 4 月　同　執行役員 2018年 4 月　同　常務執行役員（現在）	2,200株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において様々な事業部門で業務執行を経験した後、2012年から当社の取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
3	外子浦孝行（げしうらたかゆき） (1962年 4 月17日生)	1985年 4 月　当社入社 2009年 4 月　同　人事総務部長 2012年 4 月　同　監査役 2016年 4 月　同　取締役（監査等委員） 2018年 4 月　同　取締役（現在） 2018年 4 月　同　常務執行役員（現在）	2,300株
	＜候補者の選任理由＞ 当社において事業部門や管理部門で業務に従事した後、2012年から当社の監査役、2016年から当社の監査等委員である取締役、2018年から当社の取締役として会社経営及び監査・監督に携わっております。これらの経験や知見を業務執行に活かすことで、当社の持続的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外 4	千田（ちだ）　諭（さとし） (1949年11月20日生)	1974年４月　東宝株式会社入社 1997年５月　同　取締役 2002年５月　同　常務取締役 2006年５月　同　専務取締役 2011年５月　同　代表取締役副社長 2015年４月　当社取締役（現在） 2018年５月　ＴＯＨＯシネマズ株式会社 取締役会長（現在） 重要な兼職の状況 ＴＯＨＯシネマズ株式会社　取締役会長	200株
	＜候補者の選任理由＞ 他社において長く企業経営に携わられており、その豊富な経験・知見を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		
新任 社外 5	大塚（おおつか）　順一（じゅんいち） (1957年７月８日生)	1980年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2009年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 2013年４月　同　常務取締役 2018年４月　阪急阪神ホールディングス株式会社 執行役員（現在） 2019年４月　阪急電鉄株式会社　専務取締役（現在） 2019年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員 阪急電鉄株式会社　専務取締役	―
	＜候補者の選任理由＞ 阪急電鉄株式会社の専務取締役を務められ、2019年から当社の監査等委員である社外取締役として経営及び監査・監督に携わられております。これらの企業経営者としての豊富な経験・知見を当社の経営に活かしていただくため、改めて社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
(1) 千田諭氏はＴＯＨＯシネマズ株式会社取締役会長であり、同社は当社と競業関係にあります。
(2) 大塚順一氏は阪急電鉄株式会社の専務取締役であり、同社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。
(3) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
3. 千田諭、大塚順一の両氏は社外取締役候補者であります。大塚順一氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 千田諭氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。また、大塚順一氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、同氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
5. 千田諭、大塚順一の両氏は当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外 1	藤井（ふじい）　孝（たかし） (1956年３月５日生)	1979年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 2004年４月　阪急不動産株式会社（現阪急阪神不動産株式会社）総務人事室長兼コンプライアンス室長 2004年６月　同　取締役 2009年４月　同　常務取締役 2011年４月　同　専務取締役 2017年４月　阪急電鉄株式会社　内部監査部　準常勤監査役（現在） 2017年４月　阪急タクシー株式会社　監査役（現在） 2018年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 重要な兼職の状況 阪急電鉄株式会社　内部監査部　準常勤監査役	500株
	＜候補者の選任理由＞ 他社において長く企業経営ならびに監査業務に携わられており、その豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
社外 2	石原真弓 (1963年５月３日生)	1997年４月　弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所入所（現在） 2016年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 重要な兼職の状況 森下仁丹株式会社　社外取締役（監査等委員） モリト株式会社　社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）	100株
	＜候補者の選任理由＞ 弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、石原真弓氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、引き続き社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
社外 3	太古伸幸 (1965年12月４日生)	1988年４月　東宝株式会社入社 2008年５月　同　取締役 2014年５月　同　常務取締役 2017年５月　同　専務取締役（現在） 2018年４月　当社取締役（監査等委員）（現在） 重要な兼職の状況 東宝株式会社　専務取締役 スバル興業株式会社　取締役	―
	＜候補者の選任理由＞ 東宝株式会社の専務取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 社外 4	鵜瀞恵子 (うのとろけいこ) (1954年10月26日生)	1977年４月　公正取引委員会事務局入局 2000年４月　専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師（現在） 2007年１月　公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長 2008年６月　同　官房総括審議官 2011年１月　同　経済取引局長 2012年11月　弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー（現在） 2013年４月　東洋学園大学現代経営学部 教授 2020年４月　同　特任教授（現在） 重要な兼職の状況 三愛石油株式会社　社外取締役	―
	＜候補者の選任理由＞ 公正取引委員会において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた経済法に関する高い専門性や知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、鵜瀞恵子氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との特別の利害関係
(1) 太古伸幸氏は東宝株式会社の専務取締役であり、同社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。
(2) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
3. 藤井孝、石原真弓、太古伸幸、鵜瀞恵子の各氏は社外取締役候補者であります。藤井孝、石原真弓、鵜瀞恵子の各氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、石原真弓氏は引き続き、藤井孝、鵜瀞恵子の両氏は新たに独立役員となる予定であります。
4. 石原真弓氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。また、藤井孝、太古伸幸の両氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
5. 藤井孝、石原真弓、太古伸幸の各氏は当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、鵜瀞恵子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は2016年４月21日開催の第98回定時株主総会において、月額10,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額12,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、対象取締役の上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年4,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）
本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

第５号議案　監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は2016年４月21日開催の第98回定時株主総会において、月額3,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下「対象監査等委員」という。）に株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象監査等委員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,600千円以内といたします。また、各対象監査等委員への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

現在、対象監査等委員に該当する者はおらず、第３号議案が原案どおり承認可決された後も、対象監査等委員はおりません。

また、対象監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年1,200株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査等委員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象監査等委員は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象監査等委員が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象監査等委員が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象監査等委員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2019年２月１日から
2020年１月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、通商問題や海外経済の不確実性に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向や新型コロナウイルスの発生など、先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境のなか、当社グループは、新たな中期経営計画を策定し、持続的成長を可能とする組織・事業・収益構造の確立に向け、取り組んでまいりました。

当連結会計年度の成績は、売上高は8,934,814千円と前期に比べ445,455千円（5.2%）の増収となり、営業利益は892,985千円と前期に比べ93,548千円の増益、経常利益は834,781千円と前期に比べ85,868千円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は552,813千円と前期に比べ126,209千円の増益となりました。

経営成績をセグメント別で見ると次のとおりであります。

（映画事業）

映画事業におきましては、邦画作品では「名探偵コナン　紺青の拳（フィスト）」「キングダム」「天気の子」「劇場版『ＯＮＥ　ＰＩＥＣＥ　ＳＴＡＭＰＥＤＥ』」、洋画作品では「アラジン」「トイ・ストーリー４」「ライオン・キング」「アナと雪の女王２」などの話題作を上映いたしました。

また、昨年８月には、ＯＳシネマズ神戸ハーバーランドに、より多彩な演劇公演等のコンテンツを上映すべく、ライブ中継用の光回線を導入し、収益の拡大に努めるとともに、活弁士とピアニストによる活弁上映会の定期公演やＳＮＳを活用したキャンペーンの実施、さらに須磨海浜水族園が舞台の映画「スマスイ」等地域に密着した作品の上映など、他館との差別化を図ってまいりました。

売上高は3,519,055千円と前期に比べ467,006千円（15.3%）の増収となり、営業利益は338,865千円と前期に比べ128,081千円の大幅な増益となりました。

（不動産賃貸・販売事業）

不動産賃貸業界におけるオフィスビル市況は、東京都心５区、大阪ビジネス地区ともに空室率は低水準で推移し、賃料水準につきましても引き続き上昇基調を維持しております。

このような状況のなか、不動産賃貸事業におきましては、賃料増額改定に取り組むとともに、「ＯＳビル」空調更新工事を昨年７月に完工し、エネルギー性能の効率化及びテナント満足度向上に向け、快適な環境づくりを行いました。

「ＯＳビル」１階都島通り沿いの「ＯＳ広場」においては、昨年７月に地域を盛り上げる屋台イベント「ＯＳ夜市×STAND3.0」を、本年１月には第２弾となる「台湾夜市」を開催し、ビルの知名度向上と集客を図り、地域のさらなる魅力づくりを行いました。当連結会計年度末における直接保有ビルの稼働率は100％と満室稼働を維持しております。

また、社会環境の変化に応じた不動産事業領域の拡大施策として、和歌山県白浜町が昨年８月に実施したＩＣＴオフィスビル整備促進補助事業の公募型プロポーザルに参加し、整備事業者として選定され、昨年11月、同町内において開発用物件を取得いたしました。

不動産販売業界における分譲マンション市況は、依然として原価高騰による販売価格の高止まりに加え、人手不足による建築費の上昇もあり、供給戸数は減少傾向にあります。一方で資産性や利便性の高い物件への需要は高く、販売は堅調に推移しております。

このような状況のなか、不動産販売事業におきましては、分譲マンション「プレージア西田辺」（大阪市阿倍野区）及び「プレージア逆瀬川宝梅 ザ・レジデンス」（宝塚市）の販売活動に取り組み、売上を計上しております。また、共同事業者とともに進めております分譲住宅「ハピアガーデン宝梅一丁目」（宝塚市）につきましても、昨年９月から建築工事に着手し、本年３月より販売を開始いたします。

また、本年１月に販売用不動産「メルヴェーユ文京小石川」（東京都文京区）を売却いたしました。

売上高は5,112,885千円と前期に比べ590,415千円（13.1％）の増収となり、営業利益は1,350,690千円と前期に比べ136,468千円の増益となりました。

（飲食事業）

飲食業界におきましては、個人消費は緩やかに回復傾向にあるものの、同業他社との競争激化、原材料費の高騰、人件費の上昇など、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、飲食事業におきましては営業基盤の強化を図るため、大阪市北区にオムライス専門店を２店舗新規取得するとともに、既存店舗におきましても、運営効率化を推進し経費削減に取り組んでまいりました。

しかしながら、阪急神戸三宮駅高架下リニューアル工事に伴い、昨年２月、「串かつおおえす　三宮店」、昨年５月、「居酒屋おおえす　三宮店」の他、前連結会計年度において３店舗を閉店した影響により、売上高は257,959千円と前期に比べ106,546千円（29.2％）の減収となり、営業損失は13,969千円と前期に比べ21,075千円の減益となりました。

（その他事業）

その他事業におきましては、昨年３月、アミューズメント施設「ｎａｍｃｏ三宮店」が、阪急神戸三宮駅高架下リニューアル工事に伴い営業を終了した結果、売上高は44,913千円と前期に比べ505,420千円（91.8％）の減収となり、営業利益は1,995千円と前期に比べ90,172千円の減益となりました。

（注）　各セグメントの営業利益合計額と連結業績における営業利益との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

事業別売上高

事業別	売上高	構成比
映画事業	3,519,055千円	39.4%
不動産賃貸・販売事業	5,112,885	57.2
飲食事業	257,959	2.9
その他事業	44,913	0.5
計	8,934,814	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資は、ＯＳビル低層階用空調熱源機器更新工事、和歌山県白浜町賃貸用土地建物取得及びＯＳシネマズ神戸ハーバーランド デジタルサイネージモニター更新工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、国内景気もより厳しさが増すものと予測されます。

映画事業におきましては、映画以外のデジタルコンテンツの拡充に努め、各映画館の地域特性に合わせた番組編成を行うとともに、サービスの充実と地域に密着した営業活動を推進し、新規顧客の開拓とリピーターの定着に取り組んでまいります。また、映画館の空間を最大限に活かし、収益力の強化に努めてまいります。

不動産賃貸事業におきましては、競争力の強化と資産価値の向上のため、中長期的な設備投資計画の作成と実施を行ってまいります。また、テナント退店による空室リスクに備え、積極的な情報収集やテナントとの良好な関係の構築に努めてまいります。和歌山県白浜町のＩＣＴオフィスビルにおきましては、様々な働き方や地域創生に資する多様性を持ったオフィスとして提供すべく鋭意準備を進めております。本年夏の開業に向け、早期テナント誘致に努めるとともに、事業領域拡大と企業価値の向上に取り組んでまいります。

不動産販売事業におきましては、「プレージア逆瀬川宝梅 ザ・レジデンス」ならびに「ハピアガーデン宝梅一丁目」の早期完売に努めてまいります。また、取得済みの開発用地の事業化に向け鋭意努力するとともに、新たな開発用地の取得の検討も進めてまいります。

飲食事業におきましては、安全・安心な商品の提供に努めるとともに、接客サービスの充実に取り組み、顧客満足度の向上によるブランド力強化を図ります。引き続き、新規出店を推進するとともに、既存店舗におきましては、コスト管理を徹底し、経営基盤の強化と収益の安定化を進めてまいります。

当社グループは、今後の新型コロナウイルスや国内経済の状況に注視しながら、持続的成長を可能とする収益構造の構築に努めるとともに、より多くのお客様から必要とされるよろこびの時間と空間づくりに取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第　99　期 [2016年2月1日から 2017年1月31日まで]	第　100　期 [2017年2月1日から 2018年1月31日まで]	第　101　期 [2018年2月1日から 2019年1月31日まで]	第　102　期 (当連結会計年度) [2019年2月1日から 2020年1月31日まで]
売　上　高(千円)	7,381,553	8,657,464	8,489,359	8,934,814
経 常 利 益(千円)	630,699	587,878	748,913	834,781
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	466,328	481,907	426,603	552,813
1株当たり当期純利益(円)	147.23	152.19	134.75	174.61
総　資　産(千円)	31,393,310	29,986,816	30,396,374	28,979,880
純　資　産(千円)	9,321,139	9,667,966	10,009,870	10,492,223
1株当たり純資産額(円)	2,943.18	3,053.66	3,161.71	3,314.11

(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第100期の売上高の増加は、主として不動産賃貸・販売事業の増収によるものであり、経常利益の減少は、主として一部棚卸資産の評価の見直しを行ったことによります。また、総資産の減少は、主として「浜松町ＯＳビル」を譲渡したことによるものであります。
3. 第101期の売上高の減少は、主として不動産賃貸・販売事業の減収によるものであります。
4. 第102期につきましては、前記（1）「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
5. 当社は、2017年８月１日付で株式併合（普通株式５株につき１株の割合で併合）を実施しております。これに伴い、第99期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第101期に係る数値については遡及適用後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
ＯＳフードサービス株式会社	20,000	100	飲食業
オーエス・シネブラザーズ株式会社	10,000	100	映画事業
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	30,000	100	ビル総合管理業
ＯＳ不動産株式会社	10,000	100	賃貸業・不動産業

(注)　当連結会計年度末の当社の連結子会社は上記の４社であります。

(7) 主要な事業内容（2020年１月31日現在）

当社グループは、「映画事業」「不動産賃貸・販売事業」「飲食事業」「その他事業」の４つに区分し、下記サービスの提供を行っております。

「映　画　事　業」…当社が映画興行の経営を行っております。また、オーエス・シネブラザーズ株式会社は劇場の運営を行っております。

「不動産賃貸・販売事業」…当社及びＯＳ不動産株式会社が所有不動産を賃貸するほか、土地・建物の売買及び仲介等を行っております。また、ＯＳ共栄ビル管理株式会社はビル総合管理業等を行っております。

「飲　食　事　業」…ＯＳフードサービス株式会社が飲食店の経営を行っております。

「そ　の　他　事　業」…当社がｎａｍｃｏ三宮店の経営を行っておりましたが、2019年３月３日をもって営業を終了いたしました。

(8) 主要な事業所（2020年１月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名　称	所在地	名　称	所在地
本　社	大阪市北区	梅田楽天地ビル	大阪市北区
ＯＳシネマズミント神戸	神戸市中央区	丸石新橋ビル	東京都港区
ＯＳシネマズ神戸ハーバーランド	〃	メタリオンＯＳビル	東京都品川区
ＴＯＨＯシネマズ　西宮ＯＳ	兵庫県西宮市	内神田ＯＳビル	東京都千代田区
ＯＳビル	大阪市北区		

(注)　1.「ＴＯＨＯシネマズ 西宮ＯＳ」はＴＯＨＯシネマズ株式会社との共同経営です。
2.「ｎａｍｃｏ三宮店」は2019年３月３日をもって閉店いたしました。

② 子会社の主要な事業所

名　称	所在地	
	本　社	営業所
ＯＳフードサービス株式会社	大阪市北区	大阪市北区、神戸市中央区
オーエス・シネブラザーズ株式会社	〃	神戸市中央区
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	〃	大阪市北区、神戸市中央区
ＯＳ不動産株式会社	〃	

(9) 従業員の状況（2020年１月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
123名	４名増

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	２名減	39才８月	17年２月

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2020年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,326,660千円
株式会社三井住友銀行	3,479,250千円

2. 会社の株式に関する事項（2020年1月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株
(2) 発行済株式の総数　3,200,000株（うち自己株式　34,073株）
(3) 株　主　数　6,051名
(4) 大　株　主　（上 位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
東宝株式会社	694千株	21.94%
阪急阪神不動産株式会社	479	15.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79101）	410	12.95
阪急阪神ホールディングス株式会社	225	7.13
建石産業株式会社	17	0.56
株式会社三菱UFJ銀行	12	0.38
日新火災海上保険株式会社	11	0.35
株式会社三井住友銀行	10	0.32
望月光子	5	0.16
髙橋秀一郎	5	0.16

(注) 1. 当社は、自己株式34,073株を保有しておりますが、表記しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社名義の当社株式は、社内預金引当信託契約の信託財産として東宝株式会社が信託しているものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の発行はございません。

4. 会社役員に関する事項（2020年１月31日現在）

（1）取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	髙橋　秀一郎	業務監理室担当
取締役	藤原　聡	常務執行役員 ビル事業部・経理部担当
取締役	外子浦　孝行	常務執行役員 人事総務部担当
取締役	千田　諭	ＴＯＨＯシネマズ株式会社　取締役会長
取締役	山内　芳樹	
取締役 （監査等委員）	藤井　孝	阪急電鉄株式会社　内部監査部　準常勤監査役
取締役 （監査等委員）	石原　真弓	森下仁丹株式会社　社外取締役（監査等委員） モリト株式会社　社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	太古　伸幸	東宝株式会社　専務取締役 スバル興業株式会社　取締役
取締役 （監査等委員）	大塚　順一	阪急阪神ホールディングス株式会社　執行役員 阪急電鉄株式会社　専務取締役

（注）1. 取締役千田諭氏ならびに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、太古伸幸、大塚順一の各氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）大塚順一氏は、阪急電鉄株式会社の経営企画担当専務取締役であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対し、取締役（監査等委員）石原真弓、大塚順一の両氏を独立役員と指定する独立役員届出書を提出いたしております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
2019年４月23日、能上尚久氏は取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
同日、取締役（監査等委員）に大塚順一氏が就任いたしました。
同日、取締役会長山内芳樹氏は取締役に就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の担当及び兼職の異動
2019年４月23日、取締役外子浦孝行氏の映像事業部担当の委嘱を解きました。

7. 責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役千田諭氏ならびに取締役（監査等委員）藤井孝、石原真弓、太古伸幸、大塚順一の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(2) 取締役の報酬等の額

区　　分	人　　員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （ 1名）	69,060千円 （ 2,400千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （ 5名）	10,800千円 （ 10,800千円）
合　　計 （うち社外取締役）	10名 （ 6名）	79,860千円 （ 13,200千円）

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年４月21日開催の定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年４月21日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の他に使用人兼務取締役の使用人給与相当額26,400千円があります。
4. 当該事業年度の取締役への賞与の支給はありません。

(3) 社外役員に関する事項
① 重要な兼職先と当社との関係
・取締役千田諭氏はＴＯＨＯシネマズ株式会社の取締役会長を兼務しております。同社は当社と競業関係にあります。
・取締役（監査等委員）石原真弓氏は森下仁丹株式会社及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の社外取締役（監査等委員）、モリト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、これらの会社と当社との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）太古伸幸氏は東宝株式会社の専務取締役及びスバル興業株式会社の取締役を兼務しております。東宝株式会社は当社の筆頭株主であり、当社と競業関係ならびに取引関係にあります。また、同社は当社の特定関係事業者です。なお、スバル興業株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）大塚順一氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の執行役員及び阪急電鉄株式会社の専務取締役を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	千田　諭	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	藤井　孝	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会６回のうち６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	石原真弓	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会６回のうち６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	太古伸幸	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回すべてに出席し、また、同じく開催された監査等委員会６回のうち６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	大塚順一	2019年４月23日就任以来開催された取締役会８回、監査等委員会４回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,576千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,576千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。

法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査等委員会に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施する。

財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員会はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査等委員会と事前に協議を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。

当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。また、取締役会の下に、常勤取締役及び執行役員から成る当務会を設け、取締役会の議論を充

実させるべく事前審議を行う。
グループ経営会議を設け、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。
業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてＩＴ化を推進する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。
子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。
当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。
監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会事務局スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行う。
監査等委員会事務局スタッフへの指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員から受けた当該指揮命令については、監査等委員でない取締役及び執行役員の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査等委員が出席する取締役会ならびに当務会及びグループ経営会議において重要事項の報告を行う。
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が業務執行の状況につき監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。
当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含む）に関する報告を適時行う。
当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
監査等委員会は、会社外部の専門家（弁護士・会計監査人等）に意見を求めることができる。
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施し、半年ごとに取締役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対し、情報セキュリティなどのコンプライアンス研修を適宜実施し、法令及び定款遵守への意識の向上を図っております。また、当社は、グループ全体を対象とした内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

危機管理委員会を毎月開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクに対し、その対応策を検討するとともに、再発防止のための取り組みについて協議しております。

④ 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を10回開催し、法令ならびに定款に定められた事項を審議、決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の執行

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

⑥ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

本事業報告中の記載金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年1月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**3,938,361**	**流動負債**	**4,127,801**
現金及び預金	1,259,833	買掛金	231,179
売掛金	311,565	短期借入金	2,458,180
販売用不動産	2,199,533	1年内償還予定の社債	500,000
商品	12,121	未払金	72,720
貯蔵品	2,189	未払費用	254,598
前払費用	86,264	未払法人税等	152,698
その他	74,236	未払消費税等	82,696
貸倒引当金	△7,383	賞与引当金	31,484
固定資産	**25,040,352**	その他	344,243
有形固定資産	**23,676,535**	**固定負債**	**14,359,855**
建物及び構築物	8,220,997	長期借入金	9,420,980
機械装置及び運搬具	108,981	長期預り保証金	1,964,701
工具、器具及び備品	134,023	繰延税金負債	898,925
土地	12,947,393	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
信託建物	418,845	退職給付に係る負債	401,199
信託土地	1,812,608	**負債合計**	**18,487,656**
建設仮勘定	33,686	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**42,628**	**株主資本**	**7,560,575**
ソフトウエア	34,991	資本金	800,000
その他	7,637	資本剰余金	66,507
投資その他の資産	**1,321,187**	利益剰余金	6,800,434
投資有価証券	363,549	自己株式	△106,366
長期前払費用	100,757	**その他の包括利益累計額**	**2,931,648**
差入保証金	578,424	その他有価証券評価差額金	139,884
建設協力金	252,401	土地再評価差額金	2,791,763
繰延税金資産	17,635	**純資産合計**	**10,492,223**
その他	8,420		
繰延資産	**1,166**		
社債発行費	1,166		
資産合計	**28,979,880**	**負債及び純資産合計**	**28,979,880**

連結損益計算書

（2019年2月1日から
2020年1月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		8,934,814
売上原価		7,141,360
売上総利益		**1,793,454**
一般管理費		900,469
営業利益		**892,985**
営業外収益		
受取利息	7,468	
受取配当金	3,696	
投資有価証券売却益	12,382	
匿名組合投資利益	4,885	
受取保険金	3,826	
その他	4,995	37,255
営業外費用		
支払利息	86,093	
その他	9,365	95,458
経常利益		**834,781**
特別損失		
固定資産除却損	6,767	
店舗閉鎖損失	6,110	12,877
税金等調整前当期純利益		**821,904**
法人税、住民税及び事業税	243,640	
法人税等調整額	25,450	269,091
当期純利益		**552,813**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**552,813**

連結株主資本等変動計算書

（2019年2月1日から
2020年1月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,507	6,326,770	△106,236	7,087,040
当期変動額					
剰余金の配当			△79,148		△79,148
親会社株主に帰属する当期純利益			552,813		552,813
自己株式の取得				△129	△129
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	473,664	△129	473,534
当期末残高	800,000	66,507	6,800,434	△106,366	7,560,575

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	131,066	2,791,763	2,922,830	10,009,870
当期変動額				
剰余金の配当				△79,148
親会社株主に帰属する当期純利益				552,813
自己株式の取得				△129
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,818	－	8,818	8,818
当期変動額合計	8,818	－	8,818	482,352
当期末残高	139,884	2,791,763	2,931,648	10,492,223

貸借対照表

(2020年1月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**3,526,412**	**流動負債**	**4,080,373**
現金及び預金	924,837	買掛金	205,953
売掛金	269,423	1年内返済予定の長期借入金	2,447,140
販売用不動産	2,174,268	1年内償還予定の社債	500,000
商品	10,761	未払金	79,105
貯蔵品	970	未払費用	310,971
前払費用	76,468	未払法人税等	125,734
未収入金	1,460	未払消費税等	56,849
その他	75,061	前受金	252,377
貸倒引当金	△6,839	預り金	81,400
固定資産	**24,666,849**	賞与引当金	20,842
有形固定資産	**23,316,534**	**固定負債**	**14,014,398**
建物	8,042,636	長期借入金	9,126,540
構築物	39,599	長期預り保証金	1,938,285
機械及び装置	108,981	繰延税金負債	898,925
工具、器具及び備品	125,049	再評価に係る繰延税金負債	1,674,048
土地	12,735,127	退職給付引当金	376,600
信託建物	418,845	**負債合計**	**18,094,772**
信託土地	1,812,608	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	33,686	**株主資本**	**7,168,008**
無形固定資産	**35,264**	**資本金**	**800,000**
ソフトウエア	34,819	**資本剰余金**	**66,507**
その他	444	資本準備金	66,506
投資その他の資産	**1,315,050**	その他資本剰余金	0
投資有価証券	117,943	**利益剰余金**	**6,407,867**
関係会社株式	267,185	利益準備金	200,000
長期前払費用	100,490	その他利益剰余金	6,207,867
差入保証金	568,609	固定資産圧縮積立金	2,351,532
建設協力金	252,401	別途積立金	340,600
その他	8,420	繰越利益剰余金	3,515,735
繰延資産	**1,166**	**自己株式**	**△106,366**
社債発行費	1,166	**評価・換算差額等**	**2,931,648**
		その他有価証券評価差額金	139,884
		土地再評価差額金	2,791,763
		純資産合計	**10,099,656**
資産合計	**28,194,428**	**負債及び純資産合計**	**28,194,428**

損 益 計 算 書

（2019年2月1日から
2020年1月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		8,191,539
売上原価		6,588,648
売上総利益		**1,602,890**
一般管理費		785,275
営業利益		**817,615**
営業外収益		
受取利息	7,467	
受取配当金	3,696	
投資有価証券売却益	12,382	
受取保険金	3,826	
その他	5,367	32,741
営業外費用		
支払利息	84,860	
その他	9,359	94,220
経常利益		**756,135**
特別損失		
固定資産除却損	6,767	6,767
税引前当期純利益		**749,368**
法人税、住民税及び事業税	212,000	
法人税等調整額	25,000	237,000
当期純利益		**512,367**

株主資本等変動計算書

（2019年2月1日から
2020年1月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,506	0	66,507	200,000	2,397,748	340,600	3,036,300	5,974,648
当期変動額									
剰余金の配当								△79,148	△79,148
固定資産圧縮積立金の取崩						△46,216		46,216	－
当期純利益								512,367	512,367
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△46,216	－	479,434	433,218
当期末残高	800,000	66,506	0	66,507	200,000	2,351,532	340,600	3,515,735	6,407,867

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△106,236	6,734,919	131,066	2,791,763	2,922,830	9,657,749
当期変動額						
剰余金の配当		△79,148				△79,148
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		512,367				512,367
自己株式の取得	△129	△129				△129
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			8,818	－	8,818	8,818
当期変動額合計	△129	433,089	8,818	－	8,818	441,907
当期末残高	△106,366	7,168,008	139,884	2,791,763	2,931,648	10,099,656

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年３月６日

オーエス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 中 基 博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　弓 削 亜 紀　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、オーエス株式会社の2019年２月１日から2020年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年３月６日

オーエス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 基 博　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　弓 削 亜 紀　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オーエス株式会社の2019年２月１日から2020年１月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年２月１日から2020年１月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年３月11日

オーエス株式会社　監査等委員会

監査等委員　藤　井　孝　㊞

監査等委員　石　原　真　弓　㊞

監査等委員　太　古　伸　幸　㊞

監査等委員　大　塚　順　一　㊞

（注） 監査等委員藤井孝、石原真弓、太古伸幸及び大塚順一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

新阪急ホテル
２階　紫の間
大阪市北区
芝田一丁目１番35号

交通のご案内

ＪＲ西日本
「大阪駅」御堂筋出口より
徒歩すぐ

阪急電車
「大阪梅田駅」隣接

地下鉄御堂筋線
「梅田駅」①、②出口より
地下入口に直結

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申しあげます。



オーエス株式会社
http://www.osgroup.co.jp

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。